

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成30年3月1日～3月30日(ダイズ、トウモロコシ2件、トマト、ファレノプシス))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
除草剤ジカンバ、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ(改変 <i>dmo</i> , 改変 <i>cp4 epsps, pat, Glycine max</i> (L.) Merr.) (MON87708 × MON89788 × A5547-127, OECD UI : MON-87708-9 × MON-89788-1 × ACS-GM006-4) 並びに当該ダイズの分離系統に含まれる組合せ (既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
除草剤グリホサート耐性トウモロコシ (改変 <i>epsps g rg23ace5, Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis) (Event VC0-01981-5, OECD UI : VC0-01981-5)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシ(<i>mepsps, pat, Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis) (MZHGOJG, OECD UI : SYN-000JG-2)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
ミラクリン産生トマト (<i>MIR, Solanum lycopersicum</i> L.) (5B)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
青紫色ファレノプシス (<i>CcF3' 5' H, Phalaenopsis</i> Wedding Promenade) (311)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載

- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成30年3月1日から3月30日まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3. 意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

意見提出数 21件（その他本件に関わらないもの10件）

4. 御意見の概要と御意見に対する考え方について

別紙のとおり

(別紙)

遺伝子組換えダイズ、トウモロコシ、トマト及びファレノプシス(コチョウラン)の第一種使用等に関する審査結果に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>生物・環境への長期的な影響が明らかとなっていない遺伝子組換え農作物の使用に反対です。第一種使用は止めて、困いのある場所で実験をすべきです。遺伝子組換え農作物の栽培による生態系や土壌等への長期的な影響も懸念されます。また、遺伝子組換えでない農作物との交雑等も懸念されます。</p> <p>(同様の趣旨の御意見 21 件)</p>	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱える様々な課題を解決する有効な手段の一つとしての期待がある一方、御指摘のように、当該技術を利用して生み出される生物を、食品・飼料等として利用することにより、安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、食品及び飼料としての安全性、生物多様性への影響について、科学的な審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。その際、食品としての安全性に関しては食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)及び食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づき、飼料としての安全性に関しては、食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)に基づき、そして、生物多様性の確保については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」といいます。)に基づき、申請ごとに審査を行っています。</p> <p>遺伝子組換え農作物により、生物多様性に影響が生ずるか否かについては、1) 雑草化して他の野生植物に影響を与えないか(競合における優位性)、2) 野生動植物に対して有害な物質を生産しないか(有害物質の産生性)、3) 在来の野生植物と交雑して遺伝子が広がらないか(交雑性)等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査をしています。また、我が国の自然条件下で生育した場合の特性が不明な場合には、国内にある隔離ほ場での試験も課しています。審査は、農林水産省及び環境省が以下の手順で行っています。</p> <p>申請者に、最新の科学データ、緊急時の措置を定めた計画書(緊急措置計画書)等を申請書とともに提出するよう要求 提出データ等の妥当性等を確認 学識経験者の意見を聴取 必要に応じて、申請者に対し、追加データ、試験等を要求 承認の可否を判断</p> <p>また、承認後において、万が一生物多様性影響が生じた場合には、例えば、以下により対応することとしています。</p> <p>申請者が、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を効果的に防止するための措置を講ずること。</p>

	<p>主務大臣は、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができること。</p> <p>なお、農林水産省及び環境省では、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ち等に係るモニタリング調査を実施しているところですが、平成 18 年度の調査開始以降、交雑種の生育範囲の拡大は確認されていません。</p> <p>また、遺伝子組換えでない農作物との交雑等については、生物多様性に影響するものではありません。しかしながら、遺伝子組換え農作物に限らず、別の農作物との交雑は、農作物の品質に関わる問題を生じる可能性があることから、遺伝子組換え農作物の商業栽培を行う際には、栽培ほ場の周辺の農家等の生産者の方々と話し合いをしていただくなどして理解を得た上で、生産・流通段階における交雑・混入防止のための取組を進めていくことが重要と考えています。なお、現在国内において、カルタヘナ法に基づき栽培の承認を受けた遺伝子組換え農作物は 8 作物ありますが、実際に栽培されているものは青いバラのみとなっています。</p>
<p>今回、問題ないと判断した学識経験者は誰なのでしょう。さまざまな分野の学識経験者に広く偏りなく意見を聞くべきです。また、ほとんどの人が知らないうちに遺伝子組換え農作物が承認されることは問題であり、広く国民的な議論が必要です。</p>	<p>生物多様性影響評価検討会総合検討会については、原則として、公開で行うこととしており、資料、議事録、学識経験者の名前・所属等についてもホームページ等で公開する等、審査の透明性の確保に努めています。なお、生物多様性影響評価検討会総合検討会に先だって開催される生物多様性影響評価検討会農作物分科会については、企業の知的財産等を扱うため、非公開としています。</p> <p>また、情報発信の仕方についても、ホームページ等での発信のみならず、各報道機関向けの記者発表（プレスリリース）を行う等、引き続き多方面への情報発信に努めてまいります。</p> <p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第 10 条の規定に基づく農林水産大臣及び環境大臣が意見を聴く学識経験者の名簿 http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/about/attach/pdf/index-14.pdf</p>

その他、本件とは関係のない御意見等が 10 件ありました。